

## 救急対応策の徹底

- 事故・病気等の際の救急対応策について、改めて確認・見直しを行うとともに、職員に周知徹底し、研修・訓練を実施しましょう。  
どの時間帯でも、どの職員体制でも、救急対応ができるようにすることが大切です。

### □ 常時複数職員配置の徹底

- ・ 緊急時に適切に対応するためにも、常時職員を複数配置しておくことが重要です。
- ・ 1日に保育する乳幼児の数が5人以下施設で、有資格者が1人で保育している場合、緊急時に近隣の応援体制が得られるようお願いをしておく等、体制作りが必要です。

### □ 緊急時対応マニュアルの作成・見直し

(対応項目)

- 119番通報
- 心肺蘇生（人工呼吸、心臓マッサージ、AED）等応急措置
- 保護者への連絡
- 他の児童の保育
- ・ 曜日別、時間帯別、職員体制別に役割分担を明確にしておきましょう。
- ・ 119番通報と心肺蘇生等応急措置は同時に行う必要があります。
- ・ 睡眠時に異変に気づいたら、直ちに足先など抹消部を刺激し、名前を呼ぶなど意識の確認をしましょう。また、気道閉塞の様子はどうか、観察してください。
- ・ のどにものが詰ったとき、反応がある場合には年齢に応じた応急手当（背部叩打法、胸部突き上げ法等）を、反応がなくなった場合には直ちに心肺蘇生を開始してください。
- ・ 事故発生後、速やかに事故の状況や処置等について記録をしておく必要があります。

### □ 救急対応訓練の実施

- ・ 訓練をしていなければ、緊急時に動転してしまい、適切な対応が取れません。
- ・ 定期的に、救急対応訓練を行いましょ。事故内容、曜日、時間帯、児童数、職員体制等が異なる状況を想定し、また全ての職員が対応できるようになるよう、訓練を行いましょ。

### □ 救命講習の受講

- ・ 各消防署で救命講習を実施しています。各消防署にお問い合わせください。
- ・ また、(公財)東京都福祉保健財団で実施している認可外保育施設職員向けテーマ別研修でも、「救急救命訓練」を実施しています。できるだけ多くの職員が救命講習を受けられるようにしましょ。1度きりではなく、定期的に講習を受けることが大切です。